

# 特定非営利活動法人 コスモス会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 コスモス会（以下「本会」という。）という。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、滋賀県愛知郡愛荘町常安寺 433 番地 1 に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 本会は、障がい者が地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

（1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（2）障がい者の職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### (事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

（1）障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業

（2）障がい者共同作業所の運営及び作業訓練又は就労訓練を兼ねた授産事業

（3）その他、障がい者の自立支援に関して必要な事業

## 第3章 会 員

### (種 別)

第6条 本会の会員は、次に掲げるものをもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体

### (入 会)

第7条 前条の規定による正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を提出するものとする。

3 理事長は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

4 理事長は、正当な理由により入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は総会において定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき。

(4) 正会員が第11条の規定により除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 定款その他本会が定める規程等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、年会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 6人

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは

3 親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を統理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 欠員補充、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用の弁償を受けることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

- 第20条 本会に、事務局を設け、事務局長及び事務局職員を置く。
- 2 事務局職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総 会

(種 別)

- 第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会（以下「総会」という。）とする。

(構 成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

- 第23条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び活動予算書並びにその変更
  - (5) 事業報告及び活動決算
  - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び年会費の額
  - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (9) 事務局の組織及び運営
  - (10) その他本会の運営に関する重要な事項

(開 催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度2回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第28条 総会での議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があつた場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、第30条第1項第2号、第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議

事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

- 第32条 理事会は、定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集しようとするときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会での議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事総数の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 理事会での各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。  
3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。  
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所  
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産  
(2) 入会金及び年会費  
(3) 寄付金品  
(4) 財産から生じる収益  
(5) 事業に伴う収益  
(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画)

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することが出来る。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の補正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の補正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新に義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第51条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の同意による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第52条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 本会が前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の同意による議決を経なければならない。
- 3 本会が第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第53条 本会が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で決した者に譲渡する。

## (合併)

第54条 本会が合併しようとするときは、総会で正会員総数の4分の3以上の同意による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 本会の公告は、本会の事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会の事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雜則

### (細則)

第56条 定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 付 則

- 1 この定款は、本会が成立した日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 上林 健  
理 事 村西 昌和  
理 事 西村 伸子  
理 事 戸瀬 享次  
理 事 吉岡 澄子  
理 事 西川 博司  
監 事 辻 甚市  
監 事 小松 政弘

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年6月30日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、無償とする。